

質問・回答書

令和6年4月23日

件名 門真市無線通信式防犯カメラ機器の賃貸借契約

	質 問	回 答
1	門真市契約規則第21条(1)に該当する場合、契約保証金が免除されると思いますが、その場合の契約実績の提出は落札後との認識で宜しいでしょうか。 また契約実績の対象は、「過去2箇年の間に地方自治体と同種同規模の契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」とありますが、2年間で履行開始且つ履行満了している賃貸借契約はないと思われる為、過去2年間で履行開始しており現在履行中の契約であれば問題ないでしょうか。ご教授のほどよろしくお願いいたします。	契約保証金免除申請書の2ページ目下段に記載しているとおりです。 ※「過去2箇年の間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とし、過去2箇年の間に、契約締結及び履行が完了したのものとする。それ以外は認められません。」
2	入札金額は総額(税抜)で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	借入期間満了時のデータ消去対象機器は、防犯カメラ内の映像記録装置、PCの記憶媒体のみとの認識で宜しいでしょうか。また、データ消去方法や消去場所は、受注者指定との認識で宜しいでしょうか。差異がございましたらご教授お願いいたします。 ※データ消去実施場所、データ消去方法等	受注者指定の認識で問題ございませんが、データ消去対応報告書等の提出を求めます。
4	データ消去対応後報告書等の提出は必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
5	本件のお支払いは毎年度4月末の認識でよろしいでしょうか。 ※最終お支払いは令和11年10月末日	請求書受領後から30日以内にお支払となります。
6	期間終了時の機器取り外しには、表示看板及び周辺看板は含まない認識でよろしいでしょうか。	一度設置した箇所については、更新となっていくため、周辺看板の撤去はございません。表示看板については、カメラ機器と一体化されていますので、撤去となります。
7		
8		

送 信 先	(e-mailアドレス) bousai@city.kadoma.osaka.jp
	門真市 総務部 危機管理課 電話 06(6902)5812 FAX 06(6902)4935